

日本舞台監督協会

会報

〈第4号〉

2022年4月



一般社団法人

日本舞台監督協会

〒102-0071

東京都千代田区富士見 2-12-16-202

TEL & FAX: 03-6256-9535

URL: <http://dantai.xsrv.jp/bukankyokai/>

理事長 小川幹雄

「株式会社」等の組織で活動されている会員は、厚労省の雇用調整助成金の幾度かの延長で辛うじて繋いでおられる一方で、個人やグループで活動されている会員に対しては、一昨年の「文化芸術活動の継続支援事業」の後、直接の助成がありません。

文化庁では AFF(Art for the future)と言う名の団体活動助成に移行していますが、団体活動に舞台スタッフが助成を受けられるだけの考慮がなされているかどうか疑問もあるところです。本号でも AFF2 助成について掲載を致しましたが、ご意見等をお寄せください。「緊急プロジェクト」等の会議で聞きたいと思います。ほかに「大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金」情報も掲載いたしました。

また3月に、中央労働基準監督署より東京の劇場での転落事故の発生に関する通達が関係団体にありました。1月には昨年の宮城県の類似転落事故の当該舞台監督が書類送検される事例も起きました。どちらも9尺高前後の台上からの転落ですが、重傷の事態となりました。(現在2m以上の高さは法的に高所となります)。今号に關係資料とともに、会員の山形裕久氏・中村信一氏や会外からのご意見ご提案等をご紹介します。

* 理事長 ご挨拶 <目次>

* 理事長 ご挨拶 <目次>	・・・P.2
1) 劇場内作業における墜落・転落災害防止対策の徹底について	・・・P.3
2) 宮城県における事故事例のご紹介	・・・P.4
3) 仙台労働基準監督署の舞台監督書類送検事故について 山形裕久 <中央労働基準監督署訪問記> 小川幹雄	・・・P.5
4) 高所作業の安全確保 <高所作業台を使用する際の安全帯の使用> 中村信一	・・・P.6～8
5) <中央労働基準監督署>職場の安全衛生自主点検表・関連資料	・・・P.9～13
6) 理事短信 「老演劇人の苦闘？」 加藤貞雄	・・・P.14～15
7) 「AFF 募集要項(2022年3月～)」のご案内/ 「大阪文化芸術創出事業 活動支援補助金」令和4年度募集	・・・P.16

劇場内作業における墜落・転落災害防止対策の徹底について

中央労働基準監督署長

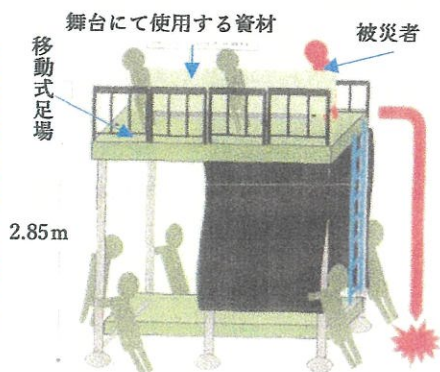
日頃より、労働災害防止に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、東京労働局管内における令和3年の休業4日以上労働災害は、令和4年1月末時点の速報値で12016件発生しており、このうち、墜落・転落によるものが1417件と10%以上を占めています。また、同期間に労働災害で亡くなられた方は63名で、このうち26名の方が墜落・転落によるものです。発生すると重症となることが多い、墜落・転落による災害防止の取組が必要不可欠となっているところです。

劇場内作業における墜落・転落災害も多発しているところであり、当署管内の劇場においても、移動式足場上で舞台資材の運搬作業を行っていた労働者が2.85メートルの高さから墜落して頭を強打し、重度の障害を負うという災害が発生しております。墜落・転落災害を防止するためには、作業床の設置と手すり、囲いの設置など基本的な高所作業の安全対策を徹底するとともに、安全管理体制の整備、安全パトロールや安全衛生教育の実施など安全活動の一層の活性化が求められます。

つきましては、貴団体傘下の会員事業場について、労働災害防止に向けて、同封のチェックリストで職場の状況をチェックするよう勧奨していただくなど、会員事業場への周知及び自主的な安全衛生活動の推進について、特段のご協力をいただきたくお願いいたします。

○当署管内において発生した労働災害の概要
劇場の舞台地下において、労働者(当時22歳・女性)が高さ2.85メートルの移動式足場の作業床上で、舞台にて使用する資材の片付け作業を行っていたところ、当該作業床の端部から床面に墜落し、頭部を負傷して重度の障害が残る災害が発生しました。



中央労働基準監督署よりの東京の劇場における転落事故につきましては、後ほど9ページより関連資料を掲載いたしますが、もうひとつの宮城県における事故事例もご紹介いたします。

昨年6月に宮城県で起きた舞台事故で、今年1月末に、主催劇団と当該舞台監督が安全配慮義務違反で仙台労働基準監督署より書類送検されました。

事故の内容は、舞台仕込みの最中に、高さ2.85mのセットからアルバイトスタッフが転落し、大けがを負いました。セット上に手すりなどの落下防止措置を講じるべきであるとの判断だと思われます。新聞報道によれば、「作業員は照明の調整のため、出演者の代役としてセット上に立っていて、ステージの床に転落。脳挫傷などの重傷を負った」とあります。9尺ほどの高さですから、ひと昔前ならなんてことない高さだと思われますが、現在は法的に2mを越えれば高所となり、然るべき安全対策が求められています。

この事例では「照明の調整のため、出演者の代役としてセット上に立っていた」とのことですから、まず第一に、照明合わせは、落下防止のための手すりなどを設置すると、被写体に影が出たり、視野が遮られたり、舞台創造の妨げになることが起こり得ます。次に、そのような理由で手すり等を設置できないとすれば、出演者の代役は少なくとも上演の内容を理解している当該公演の演出部等のスタッフが務めるべきで、安易にアルバイトスタッフに仕事を任せるべきではないと思われます。上演の内容および危険な要素を事前に十分周知できているとは考えられないからです。しかし、おそらく舞台の仕事に経験のあるスタッフでも転落の可能性はあると考えられますので、労働基準監督署からは、なにはともあれ危険防止の措置をとるべきだと指摘されることになります。

この件について、舞台設営の専門家である成田明哉氏より貴重なご意見を頂きました。

アルバイトの怪我をその派遣元である会社ではなく舞台監督にその責任を問うことも、やむを得ないという側面はありますが、ではどこまでその責任範囲があるのかなども明確にしていく必要があると思います。今回前例ができてしまったことで舞台設営に関わる全ての関係先が安全に対する意識をこれまで以上に持つ必要があり、今後の舞台設営やセットプランを考える上でも非常に大きな問題を投げかけました。我々の業界はフリーランスの方々によって成立していると言っても過言ではありません。コロナ禍ではその多くの労働力、特に次世代を担ってくべき若い力が生活が出来ないとの理由で転職、あるいは廃業したりと仲間が減っています。そこにきて法改正による高所作業時のフルハーネスの義務付けがスタートし舞台を仕込む者としての価値観を見直さなければいけない転機も来ています。

* 次に、会員の山形裕久氏のご意見と、中村信一氏のご提案を掲載いたします。

今回のような2.5m高のセットから明り合わせ中に転落した件は、舞台スタッフはじめ舞台監督の危機&安全管理の知識不足と大昔からの慣例慣習的伝統や、バイト君を搬入出や建て込みで自由に使えると勘違いをしているシステムや、派遣会社の派遣先での対応指示など、さまざまな要因が絡み合っていると考えます。

要因としては、

1. 高所作業である。(法的対応の認識の無さ)
2. 照明家協会でも高所作業の講習会を開いているはず。(受講していないのか?)
3. 照明のステージチーフ・オペレーター・プランナーオペレーターは、何故させたのか?(慣例・慣習的に)
4. 大手の派遣会社では派遣現場チーフが高所作業はさせませんと指摘するはず。(個人頼まれバイト?)
5. その時舞台監督は相談を受けたのか、居なかったのか、知らなかったのか。(高所作業の受講を受けているのか?)
6. 舞台では危険物取り扱い(喫火・火薬花火等)、玉掛け(PA-SP フライング仕込み) イントレ組み立て等高所作業や高所に仕込むさまざまな器具や装置。舞台監督は全ての作業の基礎知識を広く浅くても知っている必要があり、それを基に判断や指示をするのが自分の時代と自分の経験値です。

舞台監督はそれなりの知識がないと勤められない数少ない仕事だと思います。

中央労働基準監督署訪問記

小川幹雄

今回の件で、東京での劇場事故について通達を出した中央労働基準監督署を訪問し、担当官と面談を持ちました。

面談相手は現場にも出向いて調査され、通達の絵入り解説を描かれた担当官でしたが、劇場舞台機構に関しての詳細な知識を熟知されておられるわけではないようでしたので、吊物機構や舞台床機構についてのご説明とご理解を重ねました。

安全帯のシステムが適わないところでは、2.5m程度の高所なら、床にクッションを敷く等の安全対策は成り立つのではないだろうか、等々、有意義なお話し合いをすることができました。今後も情報共有を受けるべくお願いをさせて頂き、資料等の提供を受けることができました。

高所作業の安全確保 <高所作業台を使用する際の安全帯の使用>

中村信一

脚立を使用する際は2m以下のものを使用し、天板面には乗ってはいけません。それ以上の高さの場合には安全な足場(作業床)を確保し、ヘルメット着用の上、フルハーネス式の安全帯を使用して確実にフッキングしましょう。

その通りだと思います。ただ、舞台の仕込みで、これを確保するだけの時間的余裕、人員の確保、金額的ゆとりのある現場に出会ったことがありません。

担当の舞台監督は大道具人件費を少なくしてアルバイトを増やし、搬入の物量を減らして仕込み時間を確保して、会館利用の延長料金のかからない様にギリギリまで仕事の段取りをとっているのではないかと思います。

そんな時に袖幕を引っ張る作業のために足場を組みましようとか、ヘルメット着用、ハーネス型安全帯の使用、フッキング確認なんていう事はなかなか言えません。そもそもハーネスをどこにかけたら安全なのかわかりません。「脚立は一人で使用するのではなく、脚立抑えの人間を確保してヘルメット着用、天板には乗らない、暗い場所では使わない」これが現実的ではないでしょうか。

それでは「Genie」(ジニー)をはじめとする高所作業台を使用する際にはどうでしょう。

ヘルメット着用、ハーネス式安全帯の使用、これは誰もが疑いません。使用の際には人が乗ったまま移動しないとか、かごがハーフまで降りれば人が乗っていても移動しても構わないとか、一方向に限り移動可能とか、これは現場現場で決まりがある様で、その場所の決まりに従うしかありません。それでは、ハーネスのフックはどこにかけたらいいのでしょうか？これは大きな問題です。

ハーネス用のフッキングのロープなりワイヤー専用の器具を用意してある劇場は稀です。建築図面にはバトンにフッキング用のワイヤーはありませんし、「Genie」(ジニー)の側でもカゴにフッキングする事は転倒した際に一緒に倒れることになり推奨はしないということでした。それではどうしたら良いのか。

それは、安全な劇場の運用は管理者にお任せするということになる様です。劇場によっては「Genie」(ジニー)の使用をやめているというところもあると聞きます。

せつかく時間の短縮や効率化を図るために導入したものを使用できない、または使用する環境を確保できないというのは残念なことです。そこで考えました。フルハーネス型墜落制止用器具特別教育の成果かもしれませんが、親綱緊張機を使ってバトンに親綱を張って見ようと言うことです。



○ システム親綱16

	親綱ロープ	フック	緊張器
長さ	25.0m	15.0m(10m)	1.5m(1.1m)
径	16mm(12mm)	—	—
重量	—	—	—

<特徴>

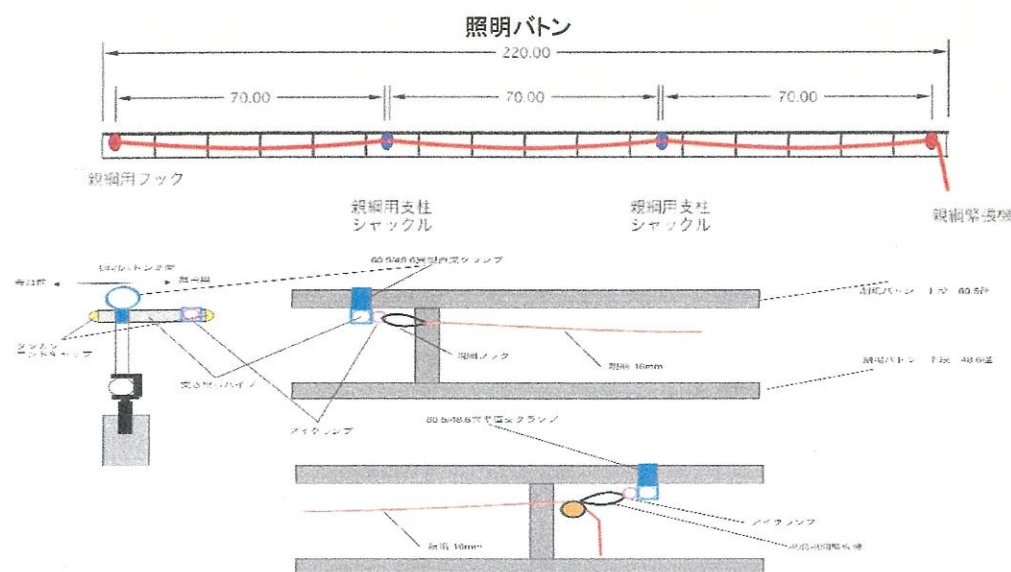
- 高強度で低伸度 ホリエステル製原着ハローロック系を使用
- 雨に濡れても硬くならず、取扱いが安易
- 緊張時や落下衝撃時に親綱の滑りが少ない

親綱というのは仮設現場で高所作業を行う際に、ハーネスを引っ掛けておく命綱のことで、これは一般社団法人仮設工業会も認めております。

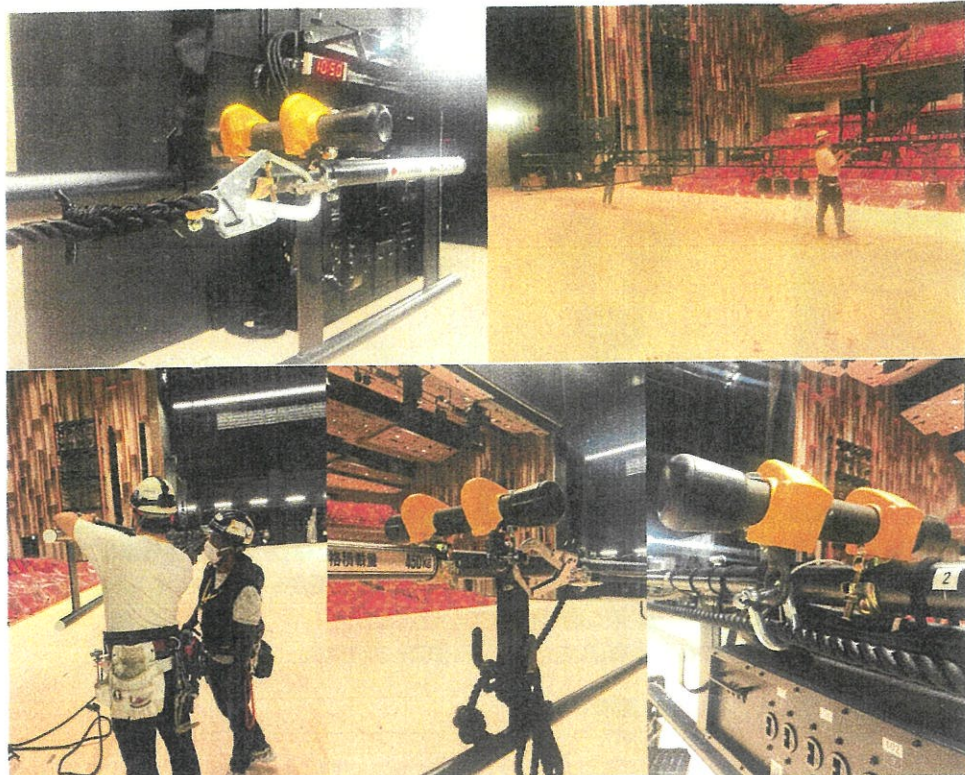
親綱は 16mm 以上のロープで 10m までの距離。ただし支柱を入れることにより距離延長が可能。基本的にはこの条件で照明バトンの舞台奥側に取り付けてみることを考え実験をしました。まずロープをバトンに取り付け、ハーネスをつけたままの移動のスムーズさ、ぶら下がっての強度チェックをしました。人がぶら下がってもロープの伸びやしなりで落下が防げることを確認して照明バトンに取り付ける段取りをしました。



サポートクランプとシャックルタンクランプはタカミヤ。アイナットとナットはモノタロウのものを取り付けました。ロープの色も基本は白と黄色があります。安全を確保するために赤や青ということも考えましたが、照明バトンは見切れて使う可能性もあるので黒色のものを特注でお願いしました。取り付けにあたっては舞台を専門にする薦さんをお願いして、音響の細かい振動でボルトが緩む可能性があるという注意を聞きながら、確実に取り付けていきました。方法がわかれば、あとはいつもやっている事のおさらいの様なものです。



機構担当の三精テクノロジーさんにも、親綱仮設の許可と安全性を確認していただいております。これで万一「Genie」(ジニー)が転倒するということがあっても、人はバトンから宙吊り状態となり落下する事は無くなりました。これが唯一の方法と言っているわけではありません。初めから計画してハーネス用のひっかけがある劇場もあるでしょうし、改修工事を進めているところもある事でしょう。安全第一という観点からはこんな方法もありますよという提案です。工期は材料が揃っていることを前提にサスバトン 5 本だと半日から 1 日以内での完成になります。



建設時の安全基準はとても厳しく、安全床ということをとっても通常時、人やものが落下しないという事はもちろん、万が一の災害や事故の発生時にも安全性の確保が大切になるため厳しい規制があります。

しかし一旦引き渡された建築物には自己責任が課せられます。

ギャラリーやスノコにもこうでなくてはならないという規則はなく、気をつけてくださいねという事で全てが使用者・管理者の責任になっていきます。使いやすく、安全で、安価なものは利用するものたちが頭を働かせ、工夫を重ね改良していくしか方法はありません。

今回の親綱による安全確保は、設計・建設側でも知っていますし、機構を担当する人たちも知っていましたが、提案はありませんでした。

今日も安全に、ケガをしないようさせないよう、注意を払っていきましょう！

賛助会員様のご紹介 (平素のご支援ご指導を心より感謝しております)

三精テクノロジーズ株式会社／株式会社神港商会／東京舞台衣裳株式会社 代々木営業所
株式会社東京舞台照明／株式会社マイド／株式会社三善／ライティングカンパニー・あかり組
株式会社若尾総合舞台／株式会社俳優座劇場 舞台美術部／有限会社奥松かつら
藤波小道具株式会社／東宝舞台株式会社／有限会社ユニ・ワークショップ
ヤマハサウンドシステム株式会社／森平舞台機構株式会社／株式会社総合舞台

職場の安全衛生自主点検表

点検実施日 年 月 日

この自主点検表は、自社の安全衛生管理体制、作業方法、安全衛生教育の実施状況等について自主的に点検を行い、労働災害を防止する上での問題点を洗い出し改善するためのものです。該当する項目にチェックをしてください。「いいえ」にチェックした項目については、速やかに改善を行ってください。

1 安全衛生教育について

- | | |
|---|--|
| ① 労働者の新規雇入れ時に安全衛生教育を実施していますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ② 高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいてフルハーネス型安全帯を用いて行う作業について、特別教育を実施していますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ③ 労働者に定期的に安全衛生教育(外部機関での受講を含む。)を実施していますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |

2 墜落・転落防止対策について

- | | |
|--|--|
| ① 高さ2メートル以上の箇所での作業を行うときは、作業床を設けて作業を行っていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ② 高さ2メートル以上の作業床の端には、囲い、手すり、覆い等を設けていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ③ 高所作業では、保護帽及び安全帯を使うようにしていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ④ ローリングタワー(移動式足場)の上に人が乗った状態では、ローリングタワーを移動させないようにしていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑤ 脚立・はしご作業において、保護帽・安全帯を使用していますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑥ 脚立・はしご作業において、取扱説明書で禁止されている、無理に乗り出している作業を行わない、天板上の作業はしない等の教育を行っていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |

3 作業計画・作業手順書について

- | | |
|---|--|
| ① あらかじめ作業に応じた作業計画をたてていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ② 高さ2メートル以上など高所での作業はできるだけ行わない作業計画としていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ③ 高所作業について作業手順書(マニュアル)を定め、労働者に周知していますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ④ 安全責任者を決め、その責任者の指示のもとに作業を行っていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |

4 その他の災害防止対策実施について

- | | |
|--|--|
| ① 経営トップの安全衛生方針に基づいて労働災害防止対策を行っていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ② 安全衛生の各管理者の選任や委員会の設置等安全衛生管理体制の構築をしていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ③ 災害情報を労働者に周知していますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ④ 危険予知活動(KY)を実施していますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑤ 朝礼やミーティング等で災害防止への注意喚起を行っていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑥ 職場の安全パトロールを行っていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑦ リスクアセスメントを実施していますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |
| ⑧ 重量物を取り扱うときは、必要な人員、スペース、器具を用意して無理な作業を行わないようにしていますか。 | ☐ はい ☐ いいえ |

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用
する人が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な
災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください

ポイント 1 はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、
想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる
床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても
墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

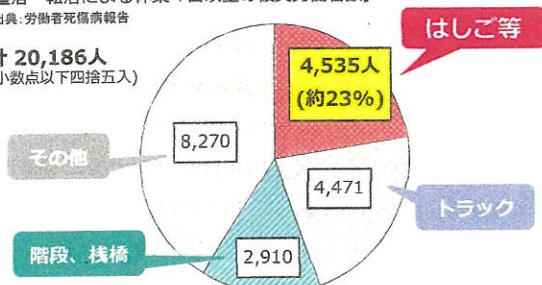
※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】

出典：労働者死傷病報告

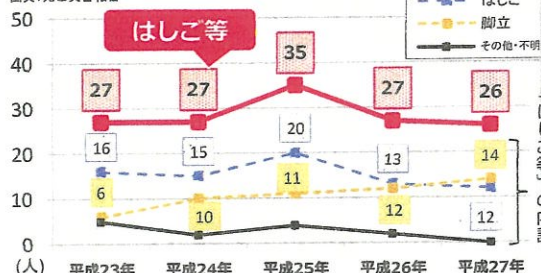
計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

出典：死亡災害報告

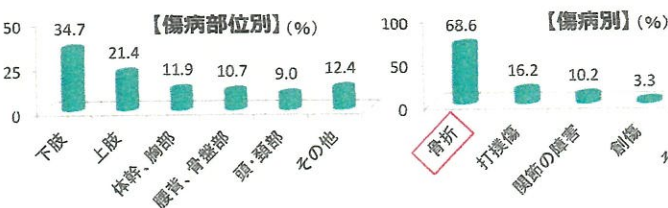


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「宮間教，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8，No. 2，pp. 91-98，労働安全衛生総合研究所，2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件
（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害
は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の
半数以上を占めている。

【傷病別】
**骨折が全体の約3分の
2を占め、重篤な災害
につながりやすい。**

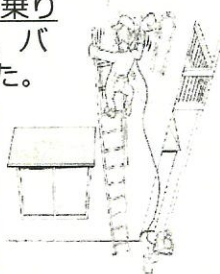


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

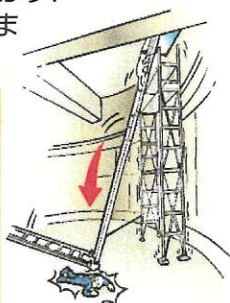


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No. 2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

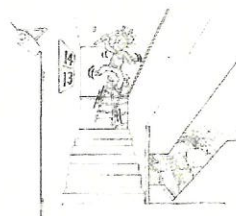


ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2

はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- ☐ はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- ☐ 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- ☐ 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- ☐ はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- ☐ はしごの立て掛け角度は75度程度か。

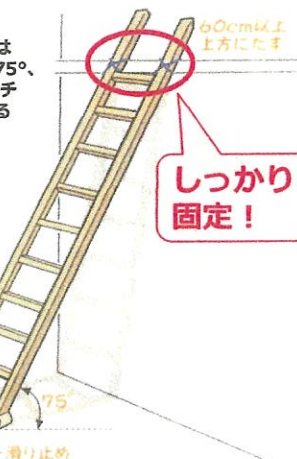
こうすれば
安全

立てかける位置は
水平で、傾斜角75°、
突き出し60センチ
以上となっている
ことを確認



よし！

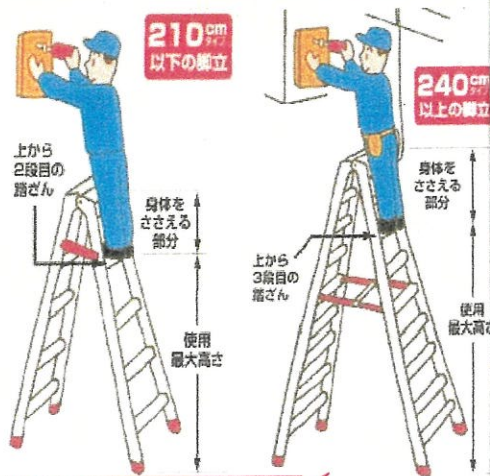
しっかり
固定！



「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、
ヘルメットだけでなく
安全帯も着用しましょう！

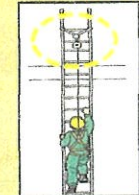
©軽金属製品協会
(無断転用禁止)

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



【安全ブロック
(ストラップ式の
墜落防止器具)】



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

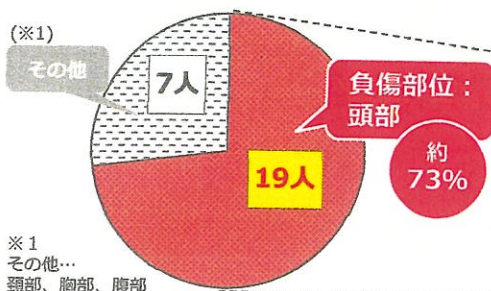
ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

参考

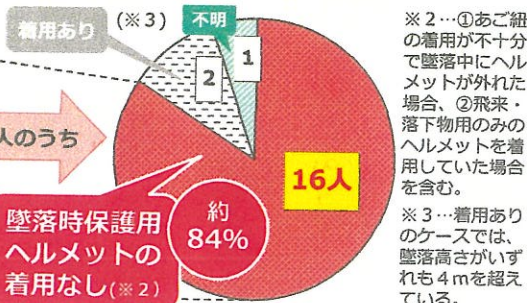
頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）

出典：災害調査報告書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



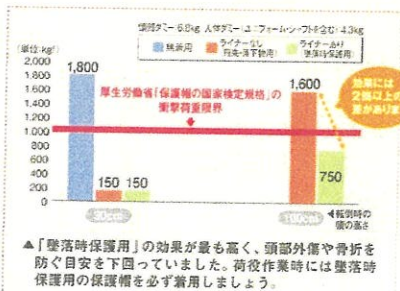
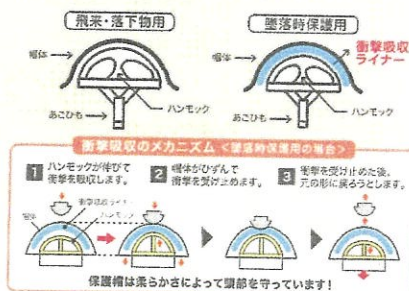
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転落した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 JHMA / <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に①と③を忘れずに！
（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

着用時（5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.3）

